

【旅客】行政処分状況(令和8年1月分)

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年1月8日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合名会社丸多タクシー 代表者 川平光秀 (法人番号7360003005193) 沖縄県宮古島市平良字西里1449番地17号
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県宮古島市平良字西里1449番地17号
(4)	行政処分又は命令の内容	文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年12月15日、長期間監査を実施していないことを端緒として監査実施。4件の違反が認められた。 (1)乗務員台帳の記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項) (2)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(運輸規則第38条第2項) (3)運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) (4)定期点検整備等の一部未実施(道路運送車両法第48条)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年1月8日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	Azuriリゾートサービス株式会社 代表者 小澤秀人 (法人番号4360001024256) 宮古島市伊良部字長浜207番地
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 宮古島市伊良部字長浜207番地
(4)	行政処分又は命令の内容	文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年12月16日、長期間監査を実施していないことを端緒として監査実施。1件の違反が認められた。 (1)疾病・疲労のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年1月16日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	三和交通株式会社 代表者 又吉世哲 (法人番号6360001001022) 沖縄県島尻郡南風原町字新川420番地6
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	国場営業所 沖縄県那覇市宇国場336番地
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	死亡事故を惹起したことを端緒として、令和7年12月17日監査実施。 5件の違反が認められた。 (1)苦情処理の記録、保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項) (2)乗務員台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項) (3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) (4)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(運輸規則第38条第2項) (5)運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 1点 (当該営業所) 1点